

# 令和8年度道内中核都市への観光客誘客・周遊促進業務 公募型プロポーザル提案説明書

## 1 実施主体

道内中核都市観光連携協議会（以下、「委託者」という。）  
(構成団体：札幌市、旭川市、帯広市、北見市)

## 2 業務名

令和8年度道内中核都市への観光客誘客・周遊促進業務

## 3 業務の目的

北海道内の中核を担う札幌市、旭川市、帯広市、北見市（以下「4都市」という。）の観光資源を活用しながら、連携による北海道観光の魅力の増大化を図り、4都市への観光客誘客・周遊旅行の促進、ひいては滞在時間の長期化に繋げることを目的とする。

## 4 業務委託期間

業務委託期間は、契約締結日から令和9年3月19日（金）までの所定の日とする。  
ただし、所定の日はプロモーションの内容に応じ、委託者が定める。

## 5 予算規模

企画提案における本業務の予算規模の上限は106,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。ただし、当協議会の事業予算は令和8年5月に開催予定の道内中核都市観光連携協議会令和8年度総会で決定するため、議決次第では上記金額が増減する可能性があることに留意すること。

予算金額が変動した場合の事業内容については、委託者及び受託者双方の協議の上、決定することとする。

## 6 業務の内容

「3 業務の目的」を達成するにあたる課題として、各都市の距離や都市間を結ぶ移動手段の選択肢が都市部と比較して少ないことが挙げられる。そのため、当該課題を補完するような4都市の強い魅力を発信するとともに4都市のうち複数都市の周遊旅行を促進するプロモーション業務を行うこと。なお、翌年度以降も継続的に誘客・周遊促進が期待できる取組みとすること。

### (1) ターゲット

首都圏・関西圏を中心とした道外（国内）一般消費者をターゲットとする。その中でも、旅行に消費することができる費用や時間に比較的ゆとりがあると考えられる30～50代をメインターゲットとし、6(3)で設定するテーマにおいて、20代・60代にも効果的である場合はこれらをサブターゲットとして扱うこととする。

加えて、上記のほかにも周遊旅行の有力なターゲットとなりうる消費者層があれば提案により示すこと。

(2) 実施時期

道内の観光客数が減少傾向となる、秋・冬期間の誘客に効果的な時期に実施すること。

(3) 実施内容

前述の課題を補完する強い魅力を発信するため、訴求力のあるテーマを設定し、一貫性のあるプロモーションを行うこと。設定するテーマについては、ターゲット層において比較的多数が興味関心を示し、かつ、周遊旅行と相性の良い趣味やコンテンツから選定すること。

ア 誘客・周遊促進プロモーション

各都市の観光資源が持つ魅力を効果的に活用し、周遊に資する企画を複数組み合わせて実施すること。プロモーションにおいて、現地でしか体験できない価値を効果的に示し、道外から4都市へ足を運ぶ動機付けをしっかりと行うこと。

なお、周遊は一般消費者の実現性も配慮することとし、少なくとも2都市以上を訪れるものとするが、総合的に必ず4都市すべてへの誘客を促進する内容とすること。また、4都市への誘客に繋がることが見込まれる場合には、周遊ルート上にある4都市以外の観光スポットや見どころ等を副次的に紹介することは妨げない。

【企画例】※以下に記載のない企画を除外するものではない。

交通事業者等との連携企画、特別な体験を提供する高付加価値企画、旅行商品造成、メディアやインフルエンサー等を活用したプロモーション等

イ 周知・広報

上記アにて実施する企画について、6(1)に示すターゲットに企画を確実に拡散し、周知を促進するプロモーションを実施すること。

【プロモーション例】※以下に記載のない企画を除外するものではない。

リストティング広告、ディスプレイ・ネットワーク広告、SNS広告等

ウ 一般消費者向け道外現地プロモーション

上記アの企画のPRを行うため、最も効果的と考えられる時期に、設定したテーマに沿う首都圏・関西圏のイベント等への出展を行うこととし、最適な出展先を提案すること。また、出展に係る補助業務を行うこと。なお、出展先は委託者と協議のうえ、決定することとする。

① 現地プロモーションの実施に係る費用

「5 予算規模」の内、1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）程度までとする。

② 現地プロモーションの参加者

4都市より少なくとも1名ずつの参加を予定。参加者の旅費については、各自治体及び委託者より支出するため、本事業には含めないこととする。

③ 現地プロモーションの実施内容

4都市の魅力や、上記の企画について発信するため、その効果が最大化できるような呼び込み企画・ツール及び、この現地プロモーションの運営補助に必要な体制等を整えること。実施内容としては、以下を想定。

- ・出展ブースの造作、装飾（デザイン含む）及びそれに係る設営、撤収作業
- ・追加で必要な備品に係る手配、支払い
- ・上記アの企画を拡散させるツールの作成
- ・ブースに来場者を呼び込むための企画検討、実施及びその企画に係るノベルティ等の手配と運営スタッフの配置（シフト管理等も含む）

#### エ 公式WEBサイト「おもいっきり北海道」の維持・管理

① 現在委託者の公式WEBサイトとして運用している「おもいっきり北海道（<https://omoikkiri-hokkaido.jp/>）（以下、「公式サイト」という。）」の維持・管理を行うこと。運用上必ず発生する費用及び公式サイトの詳細については、下記のとおりとなるため、見積に含めること（支払についても受託者が行うこと）。

- ・ドメイン管理費：8,000円（年間）
- ・SSL証明書：15,000円（年間）
- ・サーバー代：5,800円/月
- ・利用しているサーバー：プラコサーバ
- ・利用しているCMS：WordPress

※令和7年度は別途委託している受託事業者にて運用しているため、WEBサイトの管理者を変更したうえで、運用いただくことを想定。また、サーバー及びドメインについては別の事業者が管理しているため、運用にあたっては当該事業者との調整のうえ、維持・管理を行うこと。

② 受託者が行う公式サイトの修正等については、原則、上記アの内容に応じた、掲載内容の軽微な修正・削除、他WEBサイトへのサイト内バナー制作・掲載を行うものとする。なお、掲載内容の軽微な修正・削除は5か所程度、バナー制作・掲載は2か所（参考：JALダイナミックパッケージの割引商品部分や上記アで実施するプロモーションへの誘導等）を想定している。

#### (4) 進捗及び実施結果の報告

月に1回程度の定期的な進捗報告を実施すること。また、指定の期限までに、実施概要、実施結果、送客に関する効果（実施により得られる来訪者の数、消費額等）、その他の二次的なプロモーション効果（生じる場合に限る）、収集したデータ及びデータの分析結果を取りまとめ、今後の誘客・周遊促進戦略と併せて報告するものとする。報告は、画像や図表、数値データを用いて、できる限り分かりやすいものにすること。なお、送客に関する効果については実数値のほか推計値によることも可能とするが、推計値を用いる場合にはその算出根拠を明示すること。

#### (5) その他

ア 本業務における一切の成果物（コンセプト、デザイン、画像、映像、印刷物、報告書等）は、委託者が4都市のプロモーションを目的とした範囲において、無

償で二次利用や次年度以降のプロモーションに継続使用ができるようにできる限り調整を行うこと。

イ 委託者は過年度の事業実施において、4都市近郊の空港（新千歳空港・旭川空港・とかち帯広空港・女満別空港）を活用し、北海道への行きと帰りの空港を分けた周遊旅行を推進してきたことから、企画の立案にあたってはこの旅行形態推進を考慮すること。

## 7 企画提案を求める事項

以下の項目について、企画提案書を作成するものとする。なお、提案にあたっては、国内及び道内の旅行動向、4都市の観光資源等を踏まえたうえで、統計情報や各種調査レポート、自社の業務実績など、できる限り客観的なデータを用いた説明に努めること。

### (1) 実施方針

道内観光動向や北海道の旅行需要（旅行の目的地や動機、滞在日数など）について考察し、来道旅行市場に対する解釈を示したうえで、6(1)(2)に記載したターゲット及び実施時期をふまえた本事業の実施に当たっての基本的な考え方及び企画のテーマを明らかにすること。加えて、テーマ設定の根拠を示すこと。

### (2) プロモーション内容

ア 誘客・周遊促進プロモーションについて、具体的な実施内容及び実施期間を示すこと。併せて、提案の根拠（提案したプロモーションが4都市への誘客及び周遊旅行に繋がると考える理由等）を示すこと。

イ 6(3)イの具体的な実施手法、回数・分量及び実施期間を示すこと。併せて提案の根拠（提案した手法が6(3)アの企画の周知・広報に効果的であると考える理由等）を示すこと。

ウ 道外での現地プロモーションについて、出展先、出展時の企画、制作・活用するツール、補助体制等について、可能な限り具体的に示すこと。また出展先提案の理由を併せて示すこと。

### (3) 効果測定と分析

ア 当該事業の有効性を測る事業指標及び成果指標を設定し、それぞれの設定目標を示すこと。

イ 当該事業指標及び成果指標の具体的な測定方法、測定時期を示すこと。

ウ 当該事業に基づく波及効果の測定について提案がある場合は、波及効果の内容（指標）、測定方法、測定時期及び目標についても示すこと。

### (4) 実施体制及び実施スケジュール

ア 業務体制（人員体制を含む。但し、必ずしも氏名を明示する必要はない。）並びに業務の総括責任者及び各パートの責任者の役職及び実績を示すこと。

イ 提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の実施実績を示すこと。

ウ 準備及び効果測定を含めた業務スケジュールを示すこと。

(5) 見積もり

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

## 8 参加資格要件

参加者は、次の要件をすべて満たすこと。また、下表に定める必要書面を申込書と同時に提出を行うこと。ただし、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、提出を省略できる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 当市において、入札等への参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合が参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。
- (5) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが(1)～(6)を満たす必要がある。また、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

<提出する書面>

※札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、提出を省略できる。

提出書面	備考
ア 申出書	(様式3)
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明又は全部事項証明（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表（直前2期）	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 (市区町村税)	※本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書 (消費税・地方消費税)	※未納がない旨の証明書(その3の3)(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

## 9 参加手続きに関する事項

### (1) 日程

ア 公募開始	令和8年2月9日(月)
イ 参加申込書の提出期限	令和8年2月24日(火) 12時00分必着
ウ 企画提案書の提出期限	令和8年3月2日(月) 12時00分必着
エ ヒアリングの実施	令和8年3月中旬
オ 選定結果の通知	令和8年3月下旬
カ 契約締結	令和8年5月下旬

### (2) 提出書類

各種書類は、上記(1)の提出期限までに、協議会事務局（札幌市経済観光局観光・MICE推進部）へ郵送（書留郵便等配達状況を確認できるものに限る）または持参により提出すること。

ア 参加申込書（様式1） 1部

イ 企画提案書及び参考見積書（様式自由、A4縦、両面使用）

・ 表紙に提案者の団体名称を記載したもの 2部

・ 提案者の団体名称が記載されていないもの 6部

ウ 上記イのPDFデータ（CD又はDVD） 1部

### (3) 留意事項

ア 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。

イ 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。

ウ 提出のあった申込書類は返却しない。

エ 審査の公正を期すため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマーク等、プロポーザル参加者を特定できる表示を付さないこと。

### (4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面（様式2）に質問の要旨を簡潔に記入し、協議会事務局に電子メールで送信するものとする。

ア 質問受付期限

令和8年2月16日（月）12時00分まで

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集するうえで広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「（団体名）「令和8年度道内中核都市への観光客誘客・周遊促進業務 質問書」とする。

## 10 契約候補者の選定方法

本プロポーザルにおいて、企画提案の内容は、「令和8年度道内中核都市への観光客誘客・周遊促進業務公募型プロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を設置して評価する。評価及び契約候補者の選定は、評価委員会が審査を行って、最も適当と思われる提案者を選定し、もって契約候補者とする。

### (1) 参加資格の審査及び結果の通知

「8 参加資格要件」に基づき審査を行い、参加資格を満たさない場合は通知する。

### (2) 評価の基準

評価項目	評価内容	配点
実施方針の評価 (7-(1)関係)	実施方針の策定に係る分析は妥当であり、実施方針は、本業務の目的に沿った適切なものであるか。また、設定したテーマはターゲット層に訴求力があり旅行と相性の良いものであるか。	20
プロモーション内容 (7-(2) ア関係)	プロモーションの内容・手法は、来道及び周遊旅行の意欲を掻き立てる魅力的なものであり、かつ、秋・冬期間の誘客に資するものであるか。	30
プロモーション内容 (7-(2) イ関係)	周知及び広報の手法、回数・分量及び実施期間は、効果的に企画の認知拡大を図ることが期待できるか。	25
プロモーション内容 (7-(2) ウ関係)	道外現地プロモーションは、設定したテーマと親和性があり、周遊促進プロモーションを効果的に訴求できるものであるか。	10
効果・目標の妥当性 (7-(3) 関係)	効果を測る指標が適切であり、目標の設定が妥当であるか。	5
体制・計画の適否 (7-(4) 関係)	業務を遂行するための適切な業務体制が確保され、確実に遂行し得るスケジュールになっているか。	5
経費の妥当性 (7-(5) 関係)	提案内容に対して積算額が妥当であるか。	5

### (3) 評価委員会によるヒアリングの実施

企画提案者によるプレゼンテーション及び評価委員からのヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

ア 企画提案者側の出席者は各団体3名までとする。

イ ヒアリングは、1企画提案あたり、25分（企画提案書に基づくプレゼンテーション15分、質疑応答10分）を想定し、委託者が別途指定する会場にて順次個別に行うものとする。

### (4) その他

ア 提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。

イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

- ウ 総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者としない。
- エ 提案者が一者となった場合、総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点を超えた場合のみ契約候補者として選定する。
- オ 評価委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

## 11 契約

契約については、選定された契約候補者と実施主体の間で詳細を交渉のうえ、締結するものとする。ただし、この交渉の中で、企画提案内容の一部を変更することがある。また、契約候補者が「8 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や契約候補者との交渉が不調に終わった場合は、評価委員会において次点とされた団体と交渉する場合がある。なお、契約は実施主体と締結するものとし、その手続きは、札幌市契約規則を準用する。

## 12 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあっては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で評価委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

## 13 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者。
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者。
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者。

## 14 参加資格等についての申立て

本プロポーザルにおいて参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

## 15 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

## 16 企画提案の著作権等に関する事項

### (1) 企画提案の著作権

- ア 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- イ 実施主体が本件プロポーザルの実施に必要と認めるときは、企画案を実施主体が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- ウ 提案者は、実施主体に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- エ 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

### (2) 成果物の著作権

- ア 受託者は、委託者に対し、本件契約に基づく成果物（以下、「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。
- イ 受託者は、成果物に関する著作者人格権を委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- ウ 受託者は、委託者に対し、受託者が当該事業の実施に係る成果物（以下、「本著作物」という。）を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害する者でないことを保証する。
- エ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

## 17 その他留意事項

- (1) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加を認めない。
- (2) 当協議会の議決により、令和8年度の予算執行が可能となった時期に契約を行うが、「5 予算規模」の予算額を確保出来ない場合は、事業の一部を縮小することがある。なお、この場合に発生する損失については、受託者が負うこととする。
- (3) 当該業務については単年度契約となるが、事業の性質を鑑み、一定期間継続した運営を行うことが効果的であると判断されることから、受託者が業務を良好に履行している場合、令和8年度から最大3年間を限度に継続して契約相手方として選定できるものとする。

## 18 各書類の提出先・問合せ先

担当 道内中核都市観光連携協議会事務局 三上、小笠原

(札幌市経済観光局観光・MICE推進部観光・MICE推進課内)

住所 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎15階

電話 011-211-2376

FAX 011-218-5129

メール [kanko@city.sapporo.jp](mailto:kanko@city.sapporo.jp)